

# 藩政改革の政治構造

—— 徳島藩における藩政史認識形成 ——

三宅正浩

【要旨】 本稿は、近世中後期における藩政改革の際の政治構造について、徳島藩における宝暦・明和改革及び寛政改革を事例として考察した。藩政改革において、社会的・政治的状況（財政窮乏・百姓一揆等）に規定された政治課題に対して、政治権力がどのような理念でもって、どのような形態をとって対処しようとするのかという側面において、先例認識のあり方が大きく影響し、政治構造を規定した。当該時期の政治改革はまず第一に儉約・風儀統制政策として行われ、藩政の時期区分認識としての藩政史認識が形成された。そして、定着した藩政史認識に基づく先例を根拠として、その後の諸政策が展開したのである。ただし、先例重視とはいっても、当該時期の課題に応じた柔軟な先例解釈が行われており、これは近世政治秩序の保守性と柔軟性の双方を同時に示している。

史林 九〇巻四号 二〇〇七年七月

## はじめに

藩政改革については現在までに多くの研究蓄積がある。藩政改革の契機・前提として、幕藩制の矛盾の表出としての藩財政窮乏と農民一揆の激化が指摘され、それへの対応として藩政改革がなされたと理解されてきた<sup>①</sup>。近年ではそれに加え、藤田覚氏によって、幕政と藩政を関連して理解すべきであるとする視点が主張され、藩政改革の幕政改革との繋がりがや、藩同士の情報交換の存在が指摘されている<sup>②</sup>。

ところで、近世中期の藩政改革については、その政治主体について、従来から「名君」・「賢宰」による主導が指摘されてきた。<sup>③</sup>近年、藩政改革における藩主主導の政治構造について、藩主の藩政への関与のあり方が改革の成否を大きく規定したという評価もなされている。<sup>④</sup>また、改革期の政治主体形成に関わって、藩政改革が、特に寛政期以降、復古という形をとって宣言され行われたことが、改革政治の権威の確保・正統性の獲得という視点から注目されてきた。<sup>⑤</sup>近年では、筑前福岡藩を事例として近世中期の藩政を「藩政の総体」という視点から描き出した福田千鶴氏が、中期藩政改革において、先例主義に基づく藩論統一のための事業として「記録仕法の改革」があったことを指摘している。<sup>⑥</sup>

以上のような先行研究をふまえ、本稿では、藩政改革における政治構造がどのような規定性を受けて現出したのかを、藩政史認識<sup>⑦</sup>という視点を導入して論じること、近世の政治秩序の特質に迫る一つの試みとしたい。

近年の藩研究においては、「藩世界」<sup>⑧</sup>や「藩社会」<sup>⑨</sup>といった新たな概念が提起され、藩内外の諸集団の諸関係を広く総合的に捉えようとする試みがなされている。しかしここでは、藩という政治権力体が、その家中・領国に対してどのような理念・政策基調でもって対し、家中・領国のあり方をどのように規定したのかという視点が不十分ではないだろうか。幕藩政治支配システムの特質を近世初期から幕末へ至る歴史的諸段階の中で捉えるために、その諸段階における政治構造のあり方・変容がいかなる原理に規定されて現出したのかを検討することが必要であろう。

本稿では、以上のような課題意識に基づき、徳島藩蜂須賀家（阿波・淡路両国二万石余）を事例として、その宝暦・明和改革及び寛政改革を合わせて考察する。改革に至る政治的諸前提を検討し、それが次の改革にどのような受け継がれていくのか、もしくははいかないのか、そして藩の政治構造にどのような規定性をもたらすことになったのかを考察する。

#### 〔参考・蜂須賀家歴代藩主〕

藩祖家政<sup>いよまさ</sup>―初代至鎮<sup>よししげ</sup>―二代忠英<sup>ただてる</sup>―三代光隆<sup>みつたか</sup>―四代綱通<sup>つなうち</sup>―五代綱矩<sup>つなもり</sup>―六代宗員<sup>むねかず</sup>―七代宗英<sup>むねひで</sup>―八代宗鎮<sup>むねしげ</sup>―九代至央<sup>よしひさ</sup>―一〇代重喜<sup>しげき</sup>―一代治昭<sup>はるあき</sup>―二代斎昌<sup>さいまさ</sup>―三代斎裕<sup>さいひろ</sup>―四代茂韶<sup>しげあき</sup>

- ① 吉永昭・横山昭男「国産奨励と藩政改革」(岩波講座日本歴史一 近世三) 岩波書店、一九七六年) 等。
- ② 藤田覚編『幕藩制改革の展開』山川出版社、二〇〇一年。藤田覚『近世の三大改革』山川出版社、二〇〇二年。
- ③ 吉永・横山前掲「国産奨励と藩政改革」。長野進「藩政改革論」(山田忠雄・松本四郎編『講座日本近世史五 宝暦・天明期の政治と社会』有斐閣、一九八八年) 等。
- ④ 瀬島宏計「津山藩の安永改革」(『鷹陵史学』二九、二〇〇三年)。
- ⑤ 長野前掲「藩政改革論」等。
- ⑥ 福田千鶴「近世中期の藩政」(大石学編『日本の時代史一六 享保改

## 第一章 宝暦・明和改革への政治過程

### 1 宝暦・明和改革について

徳島藩における宝暦・明和の藩政改革は、宝暦期の儉約政策に始まり、明和期の「役席役高の制」<sup>①</sup>導入を軸として藩主重喜の主導で精力的に進められた。この改革政治の前提としては、従来から藩財政窮乏と農民一揆の激化が指摘されており、それへの対策としての当該時期の徳島藩の経済政策、特に藍作をめぐる専売政策等については既に多くの研究蓄積がある。<sup>②</sup>ところで、こうした改革政治を推進した政治主体の形成の問題に関わって、高橋啓氏・笠谷和比古氏によって、藩主重喜と家老山田織部等の家臣たちとの権力抗争があったことが指摘されている。<sup>③</sup>両氏の研究によってその概要を示すと以下の通りである。

佐竹義道の四男として生まれた重喜が、九代至央の養子として峰須賀家に迎えられ家督を相続したのは宝暦四(一七五四)年八月であった。当時の徳島藩は財政窮乏等の事情が重なり、藩政改革の必要に迫られていた。そのような中、政治

革と社会変容」吉川弘文館、二〇〇三年)。

⑦ 本稿では、藩政における政治構造の近世初期からの変遷をどういった諸段階(時期区分)を設定して捉えるのかということに関わる認識を、「藩政史認識」とする。つまり、「藩政史認識」は、いつのどの事例を、復古の対象又は権威の正統性の根拠とすべきものと捉えるかという「先例認識」の前提となるものとして考えている。

⑧ 岡山藩研究会編『藩世界の意識と関係』岩田書院、二〇〇〇年。

⑨ 岸野俊彦編『尾張藩社会の総合研究』清文堂、二〇〇一年。同編『尾張藩社会の総合研究(第一篇)』清文堂、二〇〇四年。

を牛耳っている家老層への反発もあり、中老層に属する近習役は重喜に対して直仕置の旧格への復帰を進言した。しかし、これに対する重喜の反応は冷たく、重喜の直仕置に対する認識は否定的であり、重喜は逆に旧格にとらわれない新しい体制を模索していた。そして、宝暦九年、重喜は仕置家老山田織部の協力を期待して新法「役席役高の制」の導入を表明するが、山田織部はこれに強く反発、他の家老を始め近習役にいたるまで新法反対の立場をとった。対して重喜は藩主引退まで仄めかして一統を説得し、権力の確立に成功する。以後重喜は、重喜を呪詛した山田織部に切腹を命じ、他の家老も退任に追い込んでいった。そして明和三（一七六六）年に新法を実施し、この君臣抗争は重喜の勝利に終わったかに見えたが、同六年、幕府から重喜に対して隠居命令が下り、重喜は隠居、家督は嫡男治昭が相続した。治昭は当時幼少であったため、政治の実権は仕置家老長谷川近江に移り、政治のあり方も従来通りに戻された。すなわち、重喜は先例の否定によって家臣団、特に家老層との対立を引き起こし、それが隠居の幕命へとつながっていったと捉えられている。

以上から、宝暦九年の二月に重喜が「役席役高の制」導入を表明したことが政治主体形成の視点からみた改革政治の起点となっていると考えられる。そこで、ここに至る経過を検討することによって、藩主重喜を取り巻く政治課題を見極め、宝暦九年に重喜が「役席役高の制」導入を表明するにいたった政治過程について、詳しくみていくことにする。

## 2 藩主重喜の政治改革志向

蜂須賀家文書の中に、重喜家督相続以後の宝暦期の日記が残されている。これは、藩主が政務等に関わった記録であり、日常生活を記した日記ではない。この宝暦期の日記を中心に、宝暦九年に重喜が「役席役高の制」導入を表明するまでの重喜をめぐる政治過程をみていく。

宝暦四年八月に蜂須賀家の家督を継承した重喜は、翌年五月に初めて国許に帰国した。重喜はこの年、藩主の家中に対する「作法」をいくつか変更している。例えば九月二日には家老に対する書状に「被」「方」という字を使用しないこ

とを明言しているが、これは「先代之取扱念人、对家来へ却而法外」という認識からであった。さらに、藩主が外出中に家臣に行き違つた際の規定や、家老が忌中の際に使者を遣す規定等を定める等している。九月一五日には、留野で鉄炮を猥りに打つこと等の禁令を出した。こうした動きの背景には、中老の嫡子の面々が規式の際の座席について訴訟をする等（同年一〇月二五日）、家中の側にも「作法」を明確にする志向があったことも考えられる。このように、宝暦五年から翌年三月にかけての在国中には、家中の「作法」を糺そうとする動きが多く確認できる。

それでは、こうした「作法」を糺す動きの背景にあつた問題とは何なのであるうか。宝暦六年三月五日、代官下条成助が処罰された事件が起こつた。下条は支配地の庄屋等から不正に金品を取り立て、鼠賈をする等していた。これが噂になり、伊賀者の調査を経て確認され、処罰へと至つたのである。ところで、この下条成助は、家老池田登の認識によると「御用方ハ出精之者」であつた。つまり役人としては優秀なものが、百姓に対する不正を行つていた、という両側面を有していたのである。こうした問題の解決が当時の徳島藩の藩政上の課題であつた。

さて、重喜の政治改革への志向が形をとつて表れるのは、宝暦六年の在府中のことである。この年閏一月八日、重喜は家老・近習・目付・奥小姓それぞれに対して積極的に諫言してくれることを頼む書付を渡している。家老に宛てた書付を次に示す。

#### 家老江

我等近頃古訓を学ひ候所、何事も人の本道に叶ひ候事ハかたき事と相見へ候、別而ハ差当り、君たるのかたきこと思ひあたり候、人の君たるものハ、万人を統へ候得者、一日安逸の心をいたき候てハ、君の職をすて、君にあらすと存候、夫二付、近来自分二もつよく省ミ勉候へとも、兎角自我過テハ知れかたく、後悔の事のみ多候へとも、古人教のことく、過ちを告る人日々に前に至り候ハ、十か一の過ちもあらたまり、悔も少キ様ニ成へきと存候、不及申事ながら、不依何事被存寄候事ハ無伏藏被申聞候様に致度候、君の職ハ国家を治るにあること勿論之事ニ候、国家を治るの本ハ、上下の心一致するに有て、上下一致せしむるの本ハ、君衆

人の諫に随ひて、過ちを改め、善を為るに落候事と存候、向後有来仕置之上之義ハ勿論、職分之外ニも我等を取立給候者、以下の者共相隨ひ、心を入、我等を善に勸メ候様子可成と存候、何分上下心を合せ、熟和無之候てハ、未熟之我等行末無患東候故、如是申事ニ候

「古訓」を学んだ重喜は、「君の職」にあるものとして「国家」を治めるために、「上下一致」こそが大事であると考え、家老と「上下心を合せ」て政治改革を行うことを目指そうとしたといえよう。一方で、近習に対しては側近にあるものとして「日々引立」を頼み、目付に対しては、「我等を戒め糺し」、「作法不正事」を糺すことを求めた。そして奥小姓に対しては「我等行跡之善悪」に意見すべきことを求めた。学問によつて政治改革への意欲を培つた重喜が、自らを律すると共に「上下一致」を家臣にも求め、学問による理念を実践しようとした姿を窺うことができるのである。

重喜は、一二月三日にも家中に対して「我等行跡并仕置等之儀」についての諫言を求めるところを傳達しており、思うところがあつながら意見を述べないものは「不忠之臣」であると決めつけている。これらからは、重喜が描く理想の君主像、理想の君臣關係を窺うことができ、重喜はそれに向けて家中の意識改革を進めようとしたと理解できよう。それでは、こうした重喜の改革への意識はどういった考えに基づいているのであろうか。

一、先達而家中諸士江儉約之儀申渡可然旨(家老・賀助)上総方今申越候、依之兼々政之全牀ニ我等存寄有之ニ付、別紙書付申候、異存無之候者、各手元ニ指置、政道之主意与可定置候、扱又畢竟諸事ニ付格々作法相立可申存志候、先存付候事者吃可申渡候間、禁戒之法右様之ヶ条文段等、時之弊を考て詳に并申渡方等何茂存寄を書付可申出候、猶遂讀談可申渡候

一、儉約之儀者尚追而可申出候、儉約之儀与何茂力合出精満足之事ニ候、猶存寄も有之間、追而可申出候

但、右別紙書付之儀者、各同席不殘様ニ一覽可有候、異存も無之候者、諸役人共別紙之通相心得候様ニ追々可被申付候、猶其上國中諸士へも相通候様ニ有之度候間、宜相考追々手配可有之、以上

右は、宝曆七年五月二三日の日記の記事である。重喜は、「兼々政之全牀」について考えがあるとし、それを別紙書付

にして渡すので、同席(家老)中で一覽した上で異存がなければ諸役人へも通達するつもりであることを述べている。この別紙書付とは、「五倫」「五常」の表題を持つ二通であり、これは当時江戸仕置家老でまもなく国許へ帰る予定であった長谷川越前に渡された。重喜の改革志向が学問(儒学)からきていることは明白であろう。重喜は、「五倫」「五常」に基づいて「政道之主意」を定め、「格々作法」を糺そうとし、その意識の共有を家老に求めたのである。

重喜は同年六月七日にも、家老に対して書付を渡している。この書付は儉約の趣旨について述べたもので、儒学の教えを引用しながら、求めるべき質素について語っている。盗人も罪人も百姓の徒党も全ては利得を求める心からくるとし、その利得を貪る心を糺すために、君臣共に自戒して質素を旨とすればそれが士民に行き渡ると説くのである。

### 3 賀嶋兵庫の存寄書

宝暦八年、五月二四日に徳島へ帰国した藩主重喜に対し、同年六月、近習役の賀嶋兵庫という人物が、三冊の存寄書「壹」<sup>⑤</sup>「三」を提出した。これは、「御備被遊、最早四年二相成、御帰国も兩度」となった重喜に対して政治改革を求めるものであった。

「壹」では、まず、建白を行った理由について次のように説明されている。

上御備り御嚴重ニ被遊御座、殊更専ら聖道ヲ御尊敬、御仁行被遊御座、万端正布直ク成ル義ヲ御好被遊候段ハ、御家老ヲ始御用人共能案内仕罷有、次ニ御家中一統之面々も、奉伝承罷有義ニ御座候へハ、追々御作法も相改り、風義も正敷可相成事ニ御座候処、少も其儀無御座、却而次第二不正義とも出来仕候様ニ相聞へ申候、依之去年賀嶋勘解由上書ヲ以申上候通、御役人心得不正、上之思召下江相通シ不申故之義と奉存候、此所私年来相考候儀ヲ以、此節之風俗ニ相交、猶亦相考候処、御役人不正候其元ハ、御家老威勢強ク、我意甚布御座候処分相起り、御用人ヲ始、諸人之目附所違居申二附、中分ニ而御徳ヲ覆隔申候、依之御徳化不被行候御儀と奉存候、右之子細、左ニ相記申候

重喜が家督繼承以來行つてきた學問に基づく家臣の教化について、教化によつて「御作法」・「風儀」が正しく改まるはずであるのに「少も其儀無御座」とし、かえつて乱れているとする。そして、年來考えてきたことに加えて「此節之風俗」もふまえて考えたところ、役人の不正の根本的原因は、家老の威勢が強くて藩主の徳が途中で遮られて下へ伝わらないことにあると述べる。そして、以下、家老の威勢が強いこととその弊害について現状認識をふまえながら詳説している。

兵庫によれば、初代至鎮・二代忠英の時期には藩主自ら政務・賞罰の下知を行う「御手仕置」であつたとし、続く三代光隆・四代綱通の時期に家老仕置が導入されたが、「御手仕置」も行われ、家老も全て下知に従つていたとする。ところが、五代綱矩の時期以降、藩主が仕置方に関わらなくなり、全てを家老に任せる状況になつてしまつたという。そして、ついに「御威光弥衰、御作法一統二崩、御家老之我意増長仕、權威甚相増、御家中ハ勿論、市郷迄も風俗次第ニ悪布罷成申候」という状態になつたのだというのが兵庫の認識であつた。家老の我意が増した結果、諸役人の中に賄賂をとるものが出て不正が横行する等風俗が悪くなつた。そしてそれを注意すれば、「以前之成来」であると偽りを言う状況であるという。注目したいのは、家中の「御作法成来り」が乱れたことにより、それが領内にも広まつたという兵庫の認識である。

御家中右之通之風俗故、町人百姓ニ至ル迄、専ら奢り偽り、百姓ハ年貢ヲ作り取ニ致シ候義ヲ巧、種々之手段ヲ構、次第ニ人氣悪布罷成、飢不申候者も飢人之真似仕、或ハ色々之願申出、清人ヲ謀り、上ヲ侮、心儘成ル義ヲ申立、殊一昨年山田織部拜知那賀郡仁宇・和合之百姓、徒党仕、我意之願ヲ申立、多ク利運仕候旨、其比長谷川越前拜知名西郡高原村之家頼并百姓、上へ願之筋御座候由ニ而、村々へ廻状ヲ出シ、徒党を企候義相頭レ、去年三月於上鮎喰河原ニ傑罪被 仰附候処、右之傑罪へ追々参詣人出来仕、市郷共夥布キ参詣人ニ御座候、依之町御奉行・郡御奉行ハ制道人指出候処、御制道ヲも不相憚、繩張りを押破り罷通候者御座候ニ付、右制道人共町御奉行へ申出候へとも、是ヲ相糺シ候事も相成不申候懸リニ御座候、今以参詣仕候者も御座候趣、承及申候家中の風俗が悪く、我意・不正が横行している状況に應じて、町人や百姓までもが「奢り偽り」の風俗に染まつている。そしてその悪い風俗の表れが徒党を組んで訴願を行うという状況、さらには徒党を組んだ首謀者を崇めるような状況であ



るといのである。兵庫はこのような認識から、諸悪の根源である家中の「作法成来り」の乱れを糺すことで領内の乱れも自然とおさまるとの認識に立ち、その対策を「二」で述べる。

「二」では、「御政務御作法正敷、御徳化被行、御威光相増、四民帰服奉仕、風俗正ク直クニ相改り候御仕置方」について、次のように述べられている。まず、藩主としての心持ちは、「末々之品」にまで口を出して改めさせるのではなく、根本のこのみを下知するようにすれば、自然と諸役人の勤め方が正しくなるであろうとする。中でも家老は「嚴重之威光」がなくては下が治まらないので、「根元之職威」は必要であるが、それ以外の「我意」は改めるように仕向けるべきであるとする。そしてそのためには、先祖代々の作法を守り、特に「光隆様・網通様御已来之御仕置方御作法」を基本とし、家老を始めとした「諸士之格式并被 召仕様」を旧来の作法に戻すべきであると述べられている。

次に兵庫は、裁許奉行・町奉行・郡奉行は「御国政第一之御役人」であるから帰国の際には召し出して「御作法御成来り勤方等」を尋ねるのがよいと勧める。他にも蔵奉行や代官等も同様にすべきであることを述べている。そして、その上で兵庫が強調するのは、家老の仕置所から藩主へ伺いが出された案件について、すぐに決裁するのではなく、「内評」を行い、担当の諸役人と「讃談」をしてから決裁すべきであるということである。すなわち兵庫は、光隆・網通期の仕置のあり方に戻し、一切の政務を近習役に「内評」してほしいと主張するのである。そうすることで、家老の仕置所と藩主・近習による「内評」によって二重に政務の判断が確認され、「万端之御政務御作法 御手元ニ而御札被遊、正義正道ヲ以御下知被遊候へハ、御政務御作法正布罷成候外無御座」であろうというのが兵庫の考えであった。

「三」では、「二」で述べられたことを補足して、旧来の、仕置所と「内評」による二重の仕置のあり方がどのような段階を経て崩れてきたのかを自らの見聞も交えて説明した上で、次のように述べられている。

於 御手元御札御調被遊候御時節ハ、御政務御作法風俗迄正敷、御威光御厳重ニ御備り被遊候、亦御札御調へ無御座候御時節ハ、万事不正、御威光衰、風俗迄も悪布罷成候処、明白ニ諸人能案内仕候事

つまり、「御手元御札」が行われていた時期には、作法・風俗も正しく、藩主の威光も強かったが、行われていなかった時期には、作法・風俗が不正になり、藩主の威光も衰えた状態であったことは、過去の事実から明白だといえるのである。以上「壹」―「三」で述べられた兵庫の認識は、五代綱矩の時期以来種々の変遷を経ながら家老の威勢が強くなり、藩主が近習と「内評」して下知をする「御手仕置」のあり方が崩れてきたとするものであった。それこそが近來の作法・風俗の乱れの原因であるから、仕置のあり方を光隆・綱通の時期に戻すことで、家老の我意が押さえられ、仕置が正しく行われる。そうすれば、家中の作法・風俗が改まり、領内の乱れも治まるであろうというのが兵庫の意見であった。

兵庫は重喜による家督継承以来の学問に基づく家中への教化の効果を否定した。そして兵庫自身の藩政史認識を述べた上で、光隆・綱通期以前の政治のあり方「御手仕置」に基づくあり方に戻し、近年崩れている「作法成来り」を糺すべきであると主張したのである。では、この兵庫の意見に対する重喜の反応を次にみていく。

#### 4 賀嶋兵庫存寄書への重喜の反応と改革宣言

賀嶋兵庫の存寄書に対する藩主重喜の考えを知ることの出来る史料がある。「宝曆九卯年春諸用扣」という表題を持つこの史料は、宝曆九年の君臣対立で一応の勝利を得た重喜が、家督継承以来の政治過程を述懐したものである。ここでは、賀嶋兵庫について「誠ニ利口成人」に見えたとあり、当時の近習役賀嶋勘解由や林建部は何事も兵庫に同心して「兵庫を尊ひ、我等を押シ下」という状況であったことが述べられている。

このような中で、重喜は、兵庫の意見について、内心は「口ニハ上之威光とは申候へとも、内ハ誰か威光ニ候哉」と考えており、「光隆様・忠英様・綱通様御代、何と御心得被成候哉、近習ニ殊之外威光付候故、右 御三代之御作法御成来を宜と申」と、近習役の力が強かったとされる綱通以前の時期の政治のあり方への復帰については否定的であった。しかし、家老が「近代之成来」を持って権勢をふるっている状況の中で、自らの側近くにある近習役たちが兵庫に同心してい

るとあつては、兵庫の意見を正面から否定することは出来なかつたようである。

兵庫を始めとした近習役たちは、兵庫の存寄書の冒頭にあつたように重喜の学問に基づく家中の教化の効果については否定的であり、重喜の学問を止めさせようとした。

殊ニ御他家様々被為入候御事ニ御座候へハ、御政務方猶以 御力被為人度御義ニ奉存候条、当時御学問之御望ハ決而御調難被遊御義ニ奉存候条、御学問之義、御指延被遊、御心持ハ其儘御学問之御道理を御用被遊、御政務方御取計被遊度奉存候

右は近習役が重喜に提出した書付の一部である。近習役たちは、重喜が他家から養子に入ったことをわざわざ述べ、学問よりも政務を優先すべきであり、学問はいつでも出来るが政務は片時も揺るがせにしてはならないものであると主張した。そして、聞き入れられなければ退役を願うとまで述べたのである。重喜の立場が窺えよう。

重喜は、近習役たちの「権謀術数」を苦々しく思い、逆に家老に対して期待を寄せるようになったようである。重喜も家老の威勢が強いことをよくは思っていないが、「政務之義ハ大臣を敬ひ候段ハ本意之事」であるとし、「たとひ押へられ候ても、夫レハ我等之力之不肖」と考えていた。

さて、このような状況の中、徳島藩の財政はいよいよ行き詰まっていた。累年の赤字に加えて日光手伝普請によつて借金がふくらみ、二五万両となり、一年分の支出が収入よりも千貫目余多いという状況であつた。宝暦八年七月には、仕置家老の長谷川越前・山田織部の判断で領内市郷から借金が行われたことが重喜の怒りに触れるという事件があつた。そして、重喜は、家老稲田九郎兵衛を淡路仕置に任じ、長谷川越前の仕置方を免除して山田織部一人に仕置を任せるといふ布石を行った上で、同年一二月、翌宝暦九年・明和二年までの七ヶ年計画での厳しい儉約を命じることになった<sup>⑦</sup>。注目したのは、この儉約を命じた書付を家中のほとんどの役人に回覧させたことである。賀嶋兵庫の存寄書にも、各奉行を始めとした諸役人との意思疎通が重要であることが述べられていたが、この儉約令の書付は、家中のほとんど全ての役人に回覧されており、改革政治へ向けた重喜の上下一体への志向性が窺える。

翌宝暦九年二月、参勤交代での江戸への出立を目前にした時期、重喜は仕置家老山田織部に政治改革への協力を期待しつつ、近習役に対して「唯今迄何茂へ万端令相談候へとも、存寄有之ニ付、此後ハ万端我等存寄之通ニいたし候条、右之通ニ相心得候様」と述べ、近習役の主張する路線（賀嶋兵庫の見解）を採らないことを示した。そして新法「役席役高の制」の導入を宣言し、家老山田織部に反対され、結果として君臣間での権力抗争へと突入していくことになったのである。

① 家格基準の秩序体系を役職を中心としたものに組み替えて、役の軽重に基づいて「役席」を設け、各役職に基準の「役高」を定め、在職中は「役高」に足りない分を足高するという制度。下の家格の者自由になつたためのも。笠谷和比古「主君「押込」の構造」（平凡社、一九八八年）を参照。

② 大槻弘「阿波藩における藩政改革——藍作を中心として——」（堀江英一編『藩制改革の研究』御茶の水書房、一九五五年）。三木雄介「封建権力の商品統制（上）（下）——阿波藍の場合——」（『史学』三九—四〇—、三田史学会、一九六七—一九六八年）。天野雅俊「阿波藍経済史研究」吉川弘文館、一九八六年。平川新「地域経済の展開」（『岩波講座日本通史 近世五』岩波書店、一九九五年、後、

同「紛争と世論」（東京大学出版会、一九九六年）に再録。等。

③ 高橋啓「宝暦期の徳島藩——重喜と「新法」をめぐって——」（『史窓』九、一九七九年、後、同「近世藩領社会の展開」（溪水社、二〇〇〇年）に再録。笠谷前掲「主君「押込」の構造」。

④ 国文学研究資料館所蔵阿波国徳島蜂須賀家文書No三七二（※以下、「蜂須賀家文書No三七二」のように略記する）。以下、本節において特に注記のない場合は同史料からの引用である。

⑤ 蜂須賀家文書No三一八。

⑥ 蜂須賀家文書No三九〇—三。以下、本節において特に注記のない場合は同史料からの引用である。

⑦ 蜂須賀家文書No三七二。

## 第二章 藩政史認識の形成

### 1 賀嶋兵庫の先例調査と認識形成

宝暦八（一七五八）年に藩主重喜に存寄書を提出した近習役の賀嶋兵庫という人物は、宝永二（一七〇五）年に生まれ、享保六（一七二一）年に家督を相続して組頭の地位にあり、知行は八〇〇石であった。兵庫の賀嶋家は、中老の家格に属し、家老の賀嶋家の分家である。

前章でみた賀嶋兵庫の存寄書は、宝暦期における作法・風俗の乱れを糺し、藩政を立て直すために、現行の「御家老御仕置」を改めて光隆・綱通期以前の「御手仕置」の時期の政治のあり方へ復帰することを進言したものであった。この兵庫の考える旧来からの「作法成来り」について、それがいつどのようにして乱れて近來のような状況に至ったのかをまとめた史料がある。「御作法御成来り替并御家中とも以前二相違之品 草案 上下」(※以下「作法成来草案」とする)という表題を持つこの史料は、上巻・下巻各五〇条の計一〇〇条で構成されており、『史料館叢書五 徳島藩職制取調書拔上』<sup>②</sup>に収録されている。

『徳島藩職制取調書拔』の安澤秀一氏による「解題」によると、「作法成来草案」は、「賀嶋兵庫が宝暦七年に編述したもので」「賀嶋兵庫存寄書等と筆蹟が異なるので……ある程度の期間を経た後での時期の転写本であろう」とされている。さらに「解題」では、「重喜様御代五番」という表題の袋に収められていた一連の史料である「賀嶋兵庫存寄書」・「御代々様御日記書抜」・「中老道中并江戸供廻御作法成来」・「中老御使者并嫡子嫡孫之妻女長刀之事」・「中老肩衣挟箱乗物等之事」・「中老嫡子旧格」が、「作法成来草案」の原案の役割を果たしていると指摘している。

ところで、「解題」では、宝暦七年成立の根拠を「私杯も三拾六年組御用相勤罷在候」(二五条目)という記述に求め、「相続して三六年目が宝暦七年(一七五七)に当る」とする。しかし、「寛文十一亥年分当宝暦六子年迄八拾六年以来」(一条目)との記述が示すように年数は当年を含めた数え方をしており、「当宝暦六子年」という表現からも、宝暦六年に成立したと考えられよう。もつとも、この史料が宝暦六年にまとめて記述されたものであるかは判断とはしない。ただ、他にも「元禄十三年分宝暦六年迄五拾七年已来」(五五条目)、「去年御留野・御明野御制法改被 仰出」(六七条目)等の記述がみえ、記述されている事例の下限は「宝暦六子年四月高役改」(二〇条目)である。したがって、宝暦六年を基準として成立した史料であることは間違いないであろう。また、「作法成来草案」は、「解題」の指摘とは逆に、宝暦八年に提出された賀嶋兵庫の存寄書に先行して作成されたものであった。存寄書の原案であった可能性もあろう。

では、「作法成来草案」の内容については次節で考察することとし、兵庫の「作法成来り」認識がどのようにして形成されたのかを考えてみたい。

兵庫が享保六年に家督相続したことは前述したが、兵庫はかなり早い時期から「作法成来り」への関心を持っていたようである。

享保十九年・廿年之比、……私儀ハ江戸在番仕罷在候、其節俊良九郎兵衛殿ニも在府ニ付、右之次第相尋候所、……根元ニ相組と相唱候様ニ被 仰付候御書付等有之候哉と相尋候所、曾而右様之儀ハ無之候、只由良以来之申来りニ候由被申二付、……御代々御作法・制札之間御条目・御仕置所之御作法等委曲申達候所、殊之外驚ニ而御座候、其後御書付等所望ニ而写相達申候

右は、洲本の組士の所属呼称について述べた一三条目にみえる記述である。享保一九・二〇年頃に、淡路在住の家老である福田九郎兵衛に対して「相組」という呼称の根拠となる文書の有無について江戸において質問し、代々の作法や条目等について九郎兵衛に説明し、それに驚いたという九郎兵衛に対して詳しく書付にして送ったことがわかる。また、兵庫は、享保六年に死去した「亡父」賀嶋民部からも様々なことを聞いていたようである。それは中老仲間の年輩者から聞いたこと等と共に、しばしば「古キ者申伝」として記述されている。兵庫の聞き取りが、宝暦年間に至るまで絶えず続けられていたことは、「根元之御作法成来り等相尋候へ共、一向相覚候人も無之」(三八条目)、「依之先日彼方承合候所」(三八条目)等の記述から確認できる。しかしながら、兵庫は聞き取りの結果をそのまま採用していたわけではない。

以前々林伯著・長江縫殿江戸家老被 仰付候由、古キ者申伝、年来右様ニ承及居申候所、此度段々旧記等致詮儀候得共、兩人とも江戸御家老被、仰付候段、覚不申候、其外御書附等ニも見当り不申候、……猶追而可考

右は五四条目の記述である。「古キ者申伝」に対して、「旧記等」を調査した結果から疑問を呈している。「作法成来草案」では、随所に先例の証拠として「旧記」「書附」等からの引用がみられる。「慶長年中之旧記ハ品少、考合申儀難相調」(九条目)、「唯今古来之御帳ニ而相考候所、是又御作法之通、平等ニハ相見へ不申候」(二〇条目)といった記述にみら

れるように、兵庫は徳島藩に伝わった記録類を博搜し、自らの「作法成来り」認識を形成していったのである。

## 2 賀嶋兵庫の藩政史認識

賀嶋兵庫が属した中老の家格は家老に次ぐ家格であり、家中の諸士が編成された一一組の組頭に任じられ、家中の宗門改奉行となる等、家中支配に大きく関与する家格であった。また、近習役や裁許奉行、淡路の仕置用方等に任じられる家格でもあり、藩政機構の中でも重要な位置を占めていた。「作法成来草案」の内容は、こうした中老の家格からの視点が強し、強く意識された構成となっている。

「作法成来草案」全一〇〇条の内、上巻の一―五〇条目では、「御軍帳改之事」に始まり、家中の組編成のことや、組頭の職務・格式、家老・中老から任命される江戸・京都・他国への使者のこと、等の「作法成来り」が記述されている。そして下巻の五一―一〇〇条目では、「御直御仕置之事」に始まり、政務のあり方、家老・中老の家格上の特権、儀式等の際の席次・服装、陪臣の作法、等について記述されている。中でも特に重視されているのは、前半における組頭としての格式と、後半における近習役としての政務への関与の問題である。すなわち、組頭を勤める家格である中老が、家中の中で特権的な家老に対して、中老の下の家格の諸士と同列に扱われる風潮への不満、また、藩主が政務に関与せず家老が政務を取り仕切っているため、近習役として政務に関与できないことへの不満が背景にあったと考えられる。そして兵庫は、中老が本来あるべき格式の家格として扱われず、政務にも関与できなくなったのは、五代綱矩の時期以降、しだいに家中支配・編成のあり方や政治の行われ方が乱れてきたからである、と認識していた。その藩政の変遷認識が端的に示されているのが、五一条目「御直御仕置之事」である。

五一条目「御直御仕置之事」では、蜂須賀家政の阿波入国以来、宝暦期に至るまでの「仕置」の変遷が以下のように述べられる。

蜂須賀氏が阿波に入国したのは天正一三（一五八五）年、藩祖家政が豊臣秀吉から阿波を拝領した時である。これ以降、関ヶ原合戦までの家政の治世は「万端巨細之儀迄も御下知被遊候」という状態であった。関ヶ原合戦後、徳川家康からあらためて阿波を初代至鎮が拝領し、慶長二〇（一六一五）年には淡路国を増されたが、至鎮は両国とも「御仕置御直二御執計」った。次の二代忠英は、幼少の間は家政が後見したが、寛永四（一六二七）年からは「御直二御両国御仕置」を行つた。三代光隆は承応元（一六五〇）年に家督を相続し、「御直御仕置御同断之格相ヲ以、御政務被遊候得共、御仕置所ハ其儘御家老并御側役之内ハ被 仰付」、万治元（一六五八）年七月からは「御直仕置」を行つた。この忠英・光隆の直仕置を「御手仕置と申唱候」と述べられている。次に、寛文六（一六六六）年に家督を相続した四代綱通は、幼少期は叔父隆重が後見したが、同十二年に隆重が後見を辞退してからは、「御仕置方 御直二御聞被遊候……、然共 御手仕置二而ハ無御座、御先代承応・明暦之例之通 御直仕置御同断之御格相ニ御政務被遊候」というように、「御手仕置」は行わなかつたが、「御直仕置御同断之御格相」であつた。そして、次の五代綱矩以降は「是亦御手仕置二而無御座、并 光隆様・綱通様御代々御格相とも違、只今之通之御家老御仕置」であつた。五代綱矩は治世末期に嫡子吉武に仕置方を任せしたが、それについては「綱通様御代之御格相ヲ以、万端 御手元ハ御下知被遊候ニ付、御家老心儘之義相調不申、殊外奉恐万事相慎ミ、御政務御作法別而正布、四民共 御徳化ニ奉慕 御威光甚相増」と述べられており、直仕置への復帰を目指したものと評価されている。しかし吉武は家督相続前に病死した。六代宗員も「享保十六亥年之 御參勤前二、明年御帰国被遊候上ハ 御手仕置可被遊旨、 御内意御座候」と、直仕置を行おうとしたが、病死により果たせなかつたとされる。最後に、こうした変遷について、次のようにまとめられている。

家政様 至鎮様・忠英様・光隆様御四代ハ 御直之御手仕置被遊候、 綱通様御代々御家老御仕置ニ被 仰付候得共、万事御手仕置之格相ヲ御守被成、御政務被遊候ニ付、 御手元ハ之御下知并万端御仕出シ之品ハ、 御手仕置ニ相替儀無御座、 御直仕置と相見へ候、 綱矩様御代々 御手仕置之御格相ハ彝と相止、一向御家老御仕置ニ罷成候



以上から、①家政・至鎮・忠英期と光隆期の一部の「御直之御手仕置」の時期から、②光隆期の内「承応・明暦」期と綱通期の「御手仕置之御格相」の時期を経て、③綱矩期以降の「御家老御仕置」の時期となり、宝暦期に至ったという直仕置の三段階の変遷が、賀嶋兵庫の藩政史認識であった。そして、綱矩嫡子の吉武が「綱通様御代之御格相」で政治を行った時期には作法も正しくなり、家中・領国ともよく治まり、藩主の威光も増したことを指摘し、近來の作法・風俗の乱れについて、五代綱矩期以降、家老仕置となったことにその原因を求めている。

以上のような藩政史認識から、兵庫は、家老仕置が行われながらも直仕置の「格相」が守られていた三代光隆・四代綱通の政治のあり方に復帰すべきことを、存寄書でもって重喜に進言したのである。そして、こうした兵庫の藩政史認識、「作法成来り」認識は、徳島藩に残されていた近世初期の記録を調査することによって形成され、補強されていたものであり、兵庫はそうした記録類を示すことよって重喜を説得しようとしたのである。

### 3 「作法成来り」に対する藩主重喜の認識・評価

前章で紹介した「宝暦九卯年春諸用扣」にみえる藩主重喜の述懐では、宝暦五年の在国中、近習役賀嶋勘解由から「賀嶋兵庫ハ殊之外宜人ニ而、近習役ニ致候者、甚為成可申」と伝えられたことが述べられている。兵庫が近習役に任じられたのは宝暦八年正月であるが、近習役の賀嶋勘解由や林建部が「兵庫を尊ひ、我等を押シ下」という状況であったことは前述した。「作法成来り」についての知識を豊富に有した兵庫は、宝暦期の中老仲間の中で年輩でもあり、何かと影響力の大きい人物であった。では、兵庫の「作法成来り」認識は、藩主重喜にどのように受けとめられていたのであろうか。兵庫による史料調査について、藩主重喜による「宝暦九卯年春諸用扣」に次のような記述がある。

丑(宝暦七年)ノ四月ニ勘ヶ由儀ハ国元へ罷帰候、兵庫・勘解由趣向ニ而城山ニ有之候古帳を取出シ、我等へ申、上総へ申付させ候而、江戸表ニ有之候寛文年中綱通殿御代之旧記を取出シ、其節ハ上ニ威光有之、家老共我儘ハ無之由を申立、大昔之中老之かは

ち引宜義を引直シ可申と存候哉

近習役の賀嶋勘解由と兵庫が、徳島の「城山ニ有之候古帳」や江戸の「寛文年中綱通殿御代之旧記」を調査していることがわかる。そしてそれを根拠にして、光隆・綱通期の政治のあり方への復帰を兵庫たちが進言したのである。重喜は、兵庫たちが、藩主の威光を取り戻すことを名目にして光隆・綱通期への復帰を進言し、重喜にとっては「大昔」のことである中老の威勢<sup>⑤</sup>を取り戻そうとしていると考えていた。

さて、こうした記録調査に基づき、賀嶋兵庫は存寄書を提出した翌年の宝暦九年正月、藩主から家老への書状等に「被」の字を入れるかどうかについて重喜に意見を<sup>⑥</sup>している。これは、重喜が宝暦五年九月に「被」「方」の二字を家老に対して使用しないことを明言したことに対して、反対を表明したものであった。重喜は、この兵庫の意見を、「自分共忠英殿御代様子ハめつたに威光強く候故、右を取帰候ため」、つまり、忠英期は中老の威光が強かったため、忠英期を先例にすることによつて自分たちの威光を取り戻そうとしているのであらうとし、さらには「家老共之機嫌を取」らんがためであらうとしている。

兵庫の主張は、「被」「方」を使用しないとした重喜の意図は「只今御家老かばち」つまり近來の家老の威勢を押さえるためであらうとした上で、忠英期・綱通期までの記録を調べたところ、「被」の字は使用されており、「被」の字の使用は近年新たに加わった家老の格式に関わるものではないというものであった。そして兵庫は次のように主張する。

惣而御旧格儘ニ而至極之御道理御座候御品ハ、其御趣意ヲも被 仰出、永代相助キ不申候様ニ被 仰付度御事ニ奉存候、当時之思  
石寄或ハ御物数寄を以被 仰付候御義ハ、必永ク難相統御座候、……万端其御元儘ニ其理正敷、其道直成ル義ハ、後々迄も相助  
キ不申物ニ御座候ヘハ、至極之御道理御座候御品ハ末代之鑑と罷成候様ニ被 仰付候段、御徳行之第一と奉存候

すなわち、「御旧格儘」な事柄、つまり、綱通以前の先例に基づいた事柄を尊重することこそが大事であり、そうした事柄は永く受け継がれて物事の基本となる、という考え方であった。

ところが、これに対する重喜の考えは異なっていた。重喜は、先代の旧例を尊重することの意義を一応は認めながらも次のように述べたという。

併時勢も在之儀、事品ニ合候而ハ御旧記之通ニも難被遊候、……右られ之字之儀、能々御考被遊候へハ、御先代ニられ之字御加へ被遊候ハ乱世半限之御時節ニ候へハ、人々御なつげのため、御親ミ之ため、思召之外ニも御結構ニ御会釈被遊、其御ハ人も直(すむ)ヲ二而、下合押而かはちヲ相立候義も無之、自ラ御成来ニ罷成居申候義と 思召、元来不都合之儀ニ御座候、既ニ公儀ニ而も、以前ハ国家之御大名方へハ、御參勤之御ハ御老中為御名代御殿山迄御出向御座候程之儀ニ候処、唯今ニ而ハ、諸事之御仕成全以右様ニ無御座候、是等之儀、同シ類之事と被 思召候、且亦 御奉書之御文儀御考被遊候処、御国家御客御大名ニさへ、喜思召或ハ感思召と在之候、是則品者違候へとも、御家ニ而御家老共合申渡之手紙、又ハ御近習共合御家老共へ相違候奉手紙之類ニ而候、然ルニ 御家ニ而ハ、可被得其意候、又ハ 御意ニ候と相認候、右御先代之通ニ 上合之御書ニられ之字御入被遊候ニおゐてハ、夫合割出シ、別段之品々ハいか、相認可申哉、甚不都合ニ罷成、上下之文礼分別相立不申候様ニ 思召、甚御結構過申候、右られ之字御加被遊候ハ、御先代様ニも思召寄被遊御座而之御事と 思召候へハ、於此儀ハ先達而之 上思召寄ニ任せ、此後弥御指止可被遊候

重喜の、幕府に対する国持外様大名の立場認識を窺うことができる興味深い記述でもある。重喜は、まず無条件に先例に従うのではなく、時勢に応じた対応が必要であると、さらには幕府・老中と「御国家御客御大名」＝国持外様大名の関係を例に引いて、家老に対して「被」の字を用いることが如何に法外な丁重さであるかを説いたのである。この重喜の主張に対しては、先例を楯にした兵庫の主張も通らず、兵庫も「公儀合見申候而ハ、御国持御大名様方ハ、共二分国之諸侯ニ而御座候、既ニ 権現様・至鎮様御時節ハ、御位階者違候へとも御同列之御事」と同意の旨を述べ、「公儀へ御准シ被遊候 思召寄ニ被遊御座候ハ、乍恐私共存寄も無御座候」と納得するしかなかったようである。

こうして、先例にとらわれないあり方を主張する重喜は、同年二月の「役席役高の制」導入表明へと突き進んでいった

のである。

「役席役高の制」導入の際に山田織部に協力を要請した書付の中で、重喜は次のように述べている。<sup>⑦</sup>

先代々数代之義ニ候故哉、政務区々ニ相見へ候、第一家老用人共抔之氣風ハ多近代之成来作法ニ相隨候様ニ相見へ候、勿論近代にも宜事も有之候へ共、又ハ道ニ合さる事も多ク有之候様ニ相見へ候、近習共抔ハ先代之成来作法而已ニ相隨候様ニ相見へ候、勿論先代にも宜事も有之候へ共、道に合さる義も有之候、然者我等におゐてハ何れの代に相隨ひ可申とも不存候、勿論只今迄之通りにてハ国家不相治候義、必然ニ候、依之我等儀ハ此後先代之宜義ハ勿論相用ひ、不宜義ハ作法成来ニ候共、屹と相改候心得ニ候、将又右存寄不相立候へハ、我等ニおゐてハ政務難相調候

高橋啓氏はこの書付について、重喜が「独自の政治路線を表明している点は注目されよう」と評価している。重喜は、家老の用いる「近代之成来作法」、近習役の主張する「先代之成来作法」の両者について、どちらにしてもよい点も悪い点もあり、どちらにもしたがわれない。先例の中でよいと思つたものは用いるが、よくないと思つたものは改める、と宣言しているのである。先例を無条件には重視しないといったこうした重喜の考え方が、家中の反発を招き、君臣抗争へと至つたのであろう。ただ、本稿で注目しておきたいのは、先例を重視しないとした重喜にしても、「先代」（網通期以前）と「近代」（網通期以降）の「成来作法」が異なるものであると認識している点である。この時期区分認識は、賀嶋兵庫の藩政史認識と共通している。兵庫の見解の影響を受けての認識である可能性が高いのではないだろうか。

ところで、明和六（一七六九）年に幕命によつて重喜が隠居した際、幕府からは家老たちに対して「阿波守一己之存寄<sup>（重喜）</sup>ニ而取計候儀者不相用、前々之家法之通可相守候<sup>⑧</sup>」という指示があった。その結果、安永・天明期の徳島藩政は、政治のあり方が重喜家督相続以前へと戻されることになり、重喜のいう「近代之成来作法」が用いられ、政治が行われることになつた。こうした中で、徳島藩における政治のあり方は、その先例をめぐる、結果的に「先代」（網通期以前）か「近代」（網通期以降）かという枠組みで議論され、理解されるようになったのではないだろうか。家督を相続した一二代治昭

は当時幼少であったため、家老長谷川近江が中心となって政治を行ったが、実はこの長谷川近江も、存寄書等の賀嶋兵庫の記述したものを閲覧していたことが確認できる<sup>⑥</sup>。直仕置の変遷を軸とした時期区分による賀嶋兵庫の藩政史認識が、徳島藩において自明のものとしてされるようになっていったと想定しても大きく外れてはいないだろう。そして、その藩政史認識が、治昭による寛政改革に影響を与えた可能性があるのである。

- ① 蜂須賀家においては、家格と役職が対応関係にあり、中老は家老に次ぐ上から二番目の家格である。なお、笠谷前掲「主君一押込」の構造に詳しい。
- ② 東京大学出版会、一九八三年。
- ③ 蜂須賀家文書No三八四。
- ④ 対応する法令は、藩法研究会編『藩法集三 徳島藩』(創文社、一九六二年)一一四号の宝暦五年九月一五日の史料である。
- ⑤ 史料中の「かはち」については、他の史料の文脈とも合わせて考えるに、威勢又は権威といったニュアンスを持った用語として使用されている。
- ⑥ 蜂須賀家文書No三八四。以下、本節において特に注記しない場合は同史料からの引用である。
- ⑦ 蜂須賀家文書No三九〇―三。
- ⑧ 高橋前掲「宝暦期の徳島藩——重喜と「新法」をめぐる——」。
- ⑨ 蜂須賀家文書No三八。
- ⑩ 蜂須賀家文書No三八四。前掲「徳島藩職制取調書抜」の「解題」参照。

### 第三章 寛政改革の政治構造

#### 1 寛政改革の発端と直仕置復帰宣言

徳島藩の寛政改革については、安澤秀一氏による一連の研究<sup>①</sup>がある。安澤氏は、一一代治昭による寛政改革が、「藩主直仕置」を中核として、財政改革・行政改革・教育改革・地方支配改革の四局面に展開したものと評価している。安澤氏は、寛政改革の発端について次のように指摘している。すなわち、重喜隠居後に行われた家老長谷川近江による専権政治に対し、藩主治昭は、成長と同時に、財政悪化の問題を背景として、次第に近江のやり方に対する疑念・不満を感じるよ

うになった。そこで、近江を罷免した上で、初代至鎮―三代光隆までの「祖法」に則つての直仕置復帰を宣言し、改革が開始されたとする。寛政二（一七九〇）年、帰国直後の五月一四日に、治昭が直仕置復帰を家中に対して宣言した史料を<sup>②</sup>次に示す。

国政之儀、御先祖方御法令御建置之事ニ候得ハ、古法ニ随ひ可被行ハ勿論之事ニ候得共、年久敷儀、御代数経候程、自ら其根元を取失ひ、猥り成儀をも古法成来之様ニ心得違候者も有之、然中近來之勝手故、無抛元建も相流れ候段、誠ニ被尺御力を候御先祖方へ対し候而も不相濟事ニ候、依而ハ右旧弊ヲ取改メ、万事国政之儀、至鎮殿光隆殿迄之御法令ニ随ひ、且ハ承応・明暦之趣ニ応し、手政事之格合を以可取行候、勿論時勢古今之差別有之事ニ候得ハ、篤与令穿鑿候上、尚亦時宜之斟酌をも相加へ候事ニ候、雖然旧弊ニ相馴候所ハ全キケ條をも新成様ニ心得違候者も可有之哉ニ候故、彼是申問候事ニ候間、聊無疑惑、弥以可有精勤候、此旨諸役人共へも可為申聞者也

「国政」を「古法」に従つて行うのは当然であるが、初代から長い年数が経過した結果、「古法」の「根元」が失われ、「猥り成儀」も「古法成来」のように主張する間違つた者もいる。そこで、財政再建のためにも、そのような弊害を取り除くため、初代至鎮―三代光隆までの法令に従つて、「承応・明暦之趣」に基づき、「手政事之格合」で政治を行う。ただし、「時勢古今之差別」もあるため、それを考慮して政治を行う、と治昭は宣言したのである。

ここで注目したいのは「手政事之格合」という表現である。宝暦期の賀嶋兵庫の藩政史認識は、①家政・至鎮・忠英期と光隆期の一部の「御直之御手仕置」の時期から、②光隆期の内「承応・明暦」期と綱通期の「御手仕置之御格相」の時期を経て、③綱矩期以降の「御家老御仕置」の時期に至つたとするものであった。兵庫の認識の②の「御手仕置之御格相」と、治昭の「手政事之格合」は、表現が似通っている。しかも、治昭は綱通期については言及していないが、光隆期の「承応・明暦之趣」に基づいた政治のあり方が「手政事之格合」であるとされている。治昭の認識に、賀嶋兵庫の藩政史認識と共通する部分があることに注目したい。

それでは、治昭が直仕置復帰を宣言するに至った経緯について検討してみたい。

## 2 直仕置復帰への経緯と藩政史認識

安澤氏によれば、治昭がどのような状況の中で直仕置復帰への志向を育て上げていったのかを伝える史料は二種ある。<sup>③</sup>一つ目は享和二(一八〇二)年に治昭が往年を振り返って自身の体験や考えを述べた記録であり、二つ目は寛政元年に近習役に対して語ったとされる趣意を記した書付である。<sup>④</sup>

まず、享和二年の記録を分析する。

治昭治世の前半「天明・安永期は、前述したように家老長谷川近江の専権体制であり、治昭は「幼弱青年之間、夫々老臣之存旨ニ任來り」といった状態であり、この時期には「奎頭殿代中事」すなわち八代宗鎮の時期の政治のあり方を「諸目当」として政治が行われていたという。そうした状況の中で、家老長谷川近江は、「古道ニ違」との理由で治昭に対して主張を押し通すことが多く、治昭は心中穏やかならぬものを持ちながらも我慢していたようである。

こうした中、治昭は、家中において「新式」と「古風」が好き勝手に主張されており、これでは「所謂古法と称する所埒なき次第」と考え、「往時之旧議古道之本源」を自身で取り調べることにしたという。これは、天明七(一七八七)年十月七日に次のように家中へ申し付けていることから、天明末年頃のことであろう。

政事方を始、其余之義といへとも、近來ニ至り追々新古之差別もなく、只いつとなく区ニ相成、亦是二儀一決せしめざる様之事も間々相見候間、尚追々右様之事は得と新古之差別相正シ、又は新古とも難相極義は、右人割を以申出候様可有之事……

そして、治昭が自身で調べた結果、「近江杯年来相唱候古道旧式等ハ懸隔之違、絶言語たる儀ニ候」と、「古道旧式等」は近江の主張するところとは全く異なっていたという。治昭が調べた結果は次のように述べられている。

至鎮殿其始を建させられ、御国法之基相定り候、殊其頃諸國之法則極り、一國の私儀にあらず、蓬庵殿寛永十五年迄 忠英殿初

政之間不淺御心配有、其時代之國難も相解候、光隆殿ニ至、永世之模範多相備り候、是等之儀ハ、当國之法方、当家之旧典ニ候、然処、寛文五年 光隆殿御逝去、同六年夕初て元機忽諸せしめ、網通殿御幼年之相続、網矩殿御青年之相続、宗貞殿ニ至、古法之御調有之候へとも、時情復しかた、宗英殿ニハ初より仮ニ相続之由子細有之儀、ケ様ニ累世自然崩来り候処、宗鎮殿 当家へ御入之節、初より万事深く御慮有之由、其旨趣却而他家之口号ニ残り候

ここに述べられた治昭の藩政史認識を、宝暦期の賀嶋兵庫の藩政史認識と比較してみると、綱通期の評価についてずれがある。賀嶋兵庫が綱通期を光隆期の承応・明暦期と合わせて「御手仕置之御格相」の時期として高く評価したのに対し、治昭は綱通期以降「国法」が崩れてきたとしている。ただ、六代宗貞が「古法之御調」を行ったと評価している点は、宗貞が直仕置復帰を行おうとしたという賀嶋兵庫の認識とほぼ共通している。いずれにしても、復帰すべき先例をどこに求めるかの前提としての時期区分の問題（藩政史認識）について、どの時点から乱れてきたかを探るといふ視点は一致しており興味深い。

こうして治昭は、「歴年之事跡」を「追考」した結果として、直仕置復帰を志向し、「古典之真意を正し、國中確一之志を勵し度」と考え、寛政二年に「御三代之間、又ハ承応・明暦之儀を心と可仕趣」を家中に宣言したという。ここにもやはり直仕置復帰の宣言と同様に、始めの三代の時期から光隆期の承応・明暦期を区別して認識していることが示されている。賀嶋兵庫による直仕置の変遷を軸とした三段階の時期区分による藩政史認識と共通しているのである。

次に寛政元年の書付を分析する。これは、近習役に対して近習役の職務についてどうあるべきかを述べたものである。治昭は、まず、財政窮乏の中で家中への扶持方の支払いが滞っていることに強い責任を感じていることを述べ、家老長谷川近江が「口上斗」で何ら財政再建の具体的な施策を行わないことに対する憤りを述べる。そして、治昭が自ら財政再建に向けての財政調査を命じたことについて、次のように近習役に対して述べている。

我等心得違ニ候ハ、いヶ様とも右心得違之主意屹与申聞、仮手討ニ途候とも君之過ハ蔽布諫可申事、又万一我等心得之方宜存、



近江杯いたし方不宜与存候事有之候ハ、たとい家老共いヶ様ニ申候ともきつと異見申間、我等存意相立、国中押及候様ニ可取計、右兩様之処が誠ニ近習役ニて可有之

治昭は、自らの施策と近江の施策のどちらが正しいのか、その是非を近習役たちに問いかけた。そして、治昭が間違っていると思えば治昭に諫言し、治昭が正しく家老が間違っていると思えば家老に意見して治昭の施策が行われるようになるのが、近習役の本来的あり方であるとしたのである。さらに治昭は、近習役とは「我等今家老へ申間ル義と又家老今我等江申間事との仲使役相勤候様成もの」であるとし、藩主と家老の間にあって、藩主・家老に対して政治上の意見を述べるのが近習役の役割であると述べている。治昭が近習役の役割を重視し、近習役に期待をかけていたことがわかる。

さて、以上のような治昭自身の認識・志向を、前章で紹介した賀嶋兵庫の藩政史認識・「作法成来り」認識と比較してみると、直仕置の時期を高く評価して、家老仕置のあり方に近來の問題の原因を求める認識、そして、直仕置を重視した結果としての近習役重視の志向は、両者に共通している。治昭が「往時之旧議古道之本源」を取り調べた際に、賀嶋兵庫の残した「存寄書」や「作法成来草案」を参照した可能性もあるであろう。

賀嶋兵庫の残した史料については、長谷川近江が閲覧したことや、後の天保期に一二代齋昌によっても閲覧されていることは既に指摘されているが、治昭が賀嶋兵庫の認識に触れたことを直接的に示す史料は残念ながら見あたらない。ただ、治昭による寛政期のいくつかの施策についても、賀嶋兵庫の認識の影響を受けた可能性がある事例を見いだすことができる。いくつかの傍証を例として示しておく。まず、「作法成来草案」において賀嶋兵庫は、四代綱通以降、家臣の知行宛行の判物が発給されていないことを問題視している(五三條目)が、寛政三―四年に治昭は判物の発給について家中に対して調査を行っていることが確認できる<sup>⑦</sup>。また、「作法成来草案」に「式百五拾石已上ハ騎馬と相立、必馬不致所持候而ハ相成不申儀、其已下ハ心次第之儀ニ御座候」(二七條目)とあるのに対して、寛政七年十二月一日の制令の中で「唯今は非一統馬繫候様ニとの御事ニは無之候得共、二百五十石以上繫候義、相調候程之面々は心得違之筋無之様<sup>⑧</sup>」と述べられて

いる。寛政改革において、賀嶋兵庫の残した「存寄書」や「作法成来草案」等の史料が参考書的作用を果たした可能性は否定できない。

兵庫・治昭の両者は、共に当時の家老仕置を批判する立場から直仕置への回帰を標榜し、どの時点から直仕置の本来的あり方が乱れてきたのか、との視点から藩政史認識を形成した。もちろん、綱通期の評価についてずれが見られる等、両者の認識には相違点がある。ただ、①直仕置から②「御手仕置之御格相」の時期を経て③家老仕置へ変遷したとする藩政史認識の枠組が、徳島藩において宝暦期に形成され、寛政期には自明のものとして定着していたことが想定できるのではないだろうか。そして、そうした直仕置から家老仕置へ変遷したとする藩政史認識の中で、どの時点で復帰すべき先例を求めるのかという問題が、政治改革の際の政策基調の根拠として論じられる段階へと至っていたのが寛政期であったといえよう。治昭の近習役を重視する志向にしても、自らの境遇への不満から近習役の重視を主張した賀嶋兵庫の認識の影響を受けた可能性はあるものの、藩主としての立場からの近習役重視である。治昭は自身の価値観から既存の藩政史認識に対して判断を加え、治昭自らの認識を育て上げていったのである。

### 3 寛政改革期の意思決定構造

前節で、治昭が近習役に対して積極的に政治に関わることを求め、その協力のもとで直仕置復帰を目指したことを指摘したが、こうした治昭の志向に対していち早く反応し、「存寄書」を提出して長谷川近江への批判等を述べたのが近習役の佐渡采女であった。佐渡采女は、その後、治昭の大きな信任を得ることとなり、寛政期の政治構造において中心的な役割を果たすことになった。

ただ、寛政期に、近習役が従来に比べて政治的に大きな権限を有すことになったのは確かであるが、寛政期の政治構造において、決して家老の政治的位置が低くなったわけではなかったことには注意しておきたい。むしろ、治昭は家老の政

治的位置を重視して積極的に家老との関係維持に努め、家老との良好な関係のもとで寛政改革を遂行したのである。

惣て作法條目ニ相懸候義有之時は、都て家老共始夫々持場々々の役筋え相尋候て、作法之趣ニ相隨ひ、取捌等可相守事ニ候、勿論、物品ニ寄候てハ、家老共義ハ外々とハ差別も有之候得共、是は上々より差別ヲ付遣し候義ニて、家老共たりとも、上え対し候事ニ身分之家格と申義は有之間敷事ニ候、勿論作法條目之義は、猶亦平素臨時共ニ得と夫々持場ニて能々相礼、聊ニても難相分、時宜之取捌作法之通ニも難相任義等有之時は、当職え申上候上、尚又一統令評議候上、得と我等え相窺、其上ニて取計可有之事ニて、都て作法條目え相懸候事は、当職たりとも下モニて之申談而已之了簡ニて取捌候義は有之間敷、是非小事たりとも、上下評議一決之上ニて可相極事ニ候、乍去、臨時過急之場ニ至り候ては、又当職之了簡のミニて先當時之取捌は可致事、是亦当職之任ニて候、乍去、此義は臨時之取捌ニて、後之議定ニ可相成義は、上下評議一決之上ニて、屹と上々より差定候事ニ可有之候間、此段家老共始一統尚又能々心得可罷在事

⑨ 右は、在府中の寛政三年八月二十六日に治昭が国許の家老賀嶋長門に渡した書付である。政務の中で「作法條目」に関する件の取り扱い方について、当職ニ仕置家老の権限が述べられている。

治昭は家老という身分を「外々とハ差別も有之候」ものであるとし、家臣団の中で別格の權威を与えている。しかし、そういった權威は「上々より差別ヲ付遣し」たもの、つまり主君の側から与えたものであり、たとえ家老であるにせよ「身分之家格」を主君に対して主張することは出来ないとい決めている。⑩ ここからは、家老というものを他一般家臣とは違うものと認識しながらも、上から身分(權威)を与えたものであるという点では変わらないとする治昭の姿勢が読み取れる。こうした家老に対する認識は、直仕置から家老仕置へ変遷したという藩政史認識の理解に基づくものであろう。この書付では、「難相分」または「時宜之取捌作法之通ニも難相任義」があつた場合について、まず仕置家老へ報告し、次に家老一統で評議し、藩主治昭に「相窺」つた上で処置すべきものであるとされている。そして、仕置家老といえども藩主への伺いを經ずに処置してはならないとし、諸事決定の基本的過程として「上下評議一決之上」という姿勢を示して

いる。もともと、「臨時過急之場」の時は仕置家老の専権を許可しており、そういった場合に仕置家老がその責任で、事を独自に処置することもまた「当職之任」であるとしている。しかし、それはあくまでも「臨時之取捌」であることを強調し、基本的にはやはり「上下評議一決之上」での処置を徹底している。

治昭は、自らの藩政史認識に基づき、藩政機構上の最上位者として家老の権限を重視しながらも、「上下評議一決之上」という姿勢を重視することにより、家老の専権に対して一定の掣肘を加えたといえる。

さて、寛政期の政治構造における家老の位置については、天明期以前の長谷川近江専権政治に対する反動として評価する必要がある。

持柄格別之儀も無之候由、珍重ニ候、扱当年留守中ハ、九郎兵衛・長門頭立候事、只今迄ハ何事も近江へ相すがり候事、兩人頭立留守之事ハ、当年始而同様之事ニ而、未年若之者とも、殊ニ富田之御懸等も有之候事ニ候へ者、尚更以我等ニおゐても心配之事ニ候、ついてハ在國中逆も同断之事ながら、尚更以富田御工合之事杯ハ、兩人へ対し、聊存寄等遠慮無之被申談候様ニと存候、又政事向之事ニおゐても、存附之義杯ハ長門へも申、又ハ直封或者勇左衛門迄なりとも江府へ直々我等迄被申越候とも、随分宜存候間、都而右様之事杯、いつも之事ながら、尚更以当留守中ハ無遠慮、万事心附候事希候事ニ存候、此旨内々一書ヲ以申遣候也

右御書三月十一日被下置候

⑩ 右は、寛政三年の出府直前に、隠居した家老である池田肅翁に宛てた治昭の書状である。治昭が在府で留守中のことについて、留守を預かることになる家老の稲田九郎兵衛・賀嶋長門に対する意見・輔佐を肅翁に依頼している。これまで近江以外の家老は若年でもあり、「何事も近江へ相すがり候事」という状態であった。家老たちの経験が浅く、留守の仕置を預かるのは「始而同様」という状況であったことを危惧した治昭が、経験のある肅翁を頼りにしたのである。この背景には、「富田之御懸」つまり、富田屋敷で隠居している一〇代重喜への対応問題があり、治昭は家老たちに互いに協力して勤めることを期待したと考えられる。この寛政三年の出府時には、仕置用方を任された賀嶋長門に加えて、本来であれ

ば治昭の出府乗船後には淡路の洲本に戻るはずの稲田九郎兵衛も、翌年帰国まで徳島に詰めることが命じられた。稲田九郎兵衛を徳島に詰めさせた上に、池田肅翁に家老兩人の輔佐を頼んでいることから、長谷川近江失脚後の徳島藩の家老層が置かれた危機的状況を読み取ることができよう。治昭が直仕置復帰を宣言したにしても、家老仕置制を否定しようとしたわけではなく、むしろこうした家老仕置制の危機的状況に対して、直仕置復帰を旗印に、「上下評議一決之上」という政治のあり方の基本方針を打ち出したと考えられるのである。

治昭の信任厚い近習役の佐渡采女にしても、寛政五年に「異国船漂流」への対応もあつて家老の人数が足りないという状況下で、「家老役」として登用された。これは治昭が家老との評議を経た上で、あくまで一代限りで登用されたものであり、家老層を臨時的に補強する目的で登用されたのである。ここからも治昭の家老重視の姿勢、家老家格を尊重する姿勢が読み取れる。寛政期の政治構造は、藩主治昭と家老の信頼関係を軸として「上下評議一決」の方針のもとで成り立っていたと理解できる。

こうした藩主と家老中心の「上下評議一決之上」といった意思決定構造こそが治昭が目指したものであり、直仕置復帰宣言において治昭が「手政事之格合」とした政治構造であろう。賀嶋兵庫が理想の時期とした「御手仕置之格相」、すなわち直仕置と家老仕置が両立していた光隆・綱通期を、治昭はこのように理解したのである。あるいは逆に、その目指す政治構造の実現のために、直仕置復帰を標榜したともいえよう。

① 安澤秀一「寛政期における徳島藩の農業と水産業（上）（下）」（桃

一九六九年）。

山学院大学経済学論集」七一一・二・八一―一九六六年。同「寛

② 蜂須賀家文書No一六六一。

政期徳島藩における地方支配改革の特質について」（『地方史研究』九

③ 安澤前掲「天明末期徳島藩における「直仕置」体制の発端と財政問

二、一九六八年）。同「天明末期徳島藩における「直仕置」体制の発

④ 蜂須賀家文書No三二五。

端と財政問題」（『社会経済史学』三四一六、一九六八年。同「安永

⑤ 蜂須賀家文書No六三二。

期徳島藩の財政収支構造」（『桃山学院大学経済学論集』一〇―一二三、

⑥ 前掲『藩法集三 徳島藩』三八九号

⑦ 蜂須賀家文書No四八六―四九一。

⑧ 前掲『藩法集三 徳島藩』二〇五号。

⑨ 前掲『藩法集三 徳島藩』三九七号。

⑩ 蜂須賀家における家老の位置については、家老家格の形成を「家中」形成の問題から論じた拙稿「近世蜂須賀家の「家中」形成と証人制——大名家における家老の位置——」（『日本史研究』五三〇、二〇

〇六年）を参照されたい。

⑪ 蜂須賀家文書No一六六一。

⑫ 重喜は、当初大谷屋敷で隠居生活を送っていたが、重喜の豪奢な生活ぶりが問題となり、幕府の命を受けて寛政元年に重喜は富田屋敷へ移された。こうした状況にあったため、重喜の扱いについては対幕府関係も含めて慎重に対応する必要があったのである。

⑬ 蜂須賀家文書No五五五。

## おわりに

近世中期以降、年貢収入増が限界に達し、初期から窮乏していた藩財政はますます窮乏化し、問題化していった。領内では、度重なる飢饉の影響もあって一揆や騒動が頻発し、藩はそれへの対応を迫られるようになった。こうした状況は、宝暦期頃の徳島藩においては、家中・領内における作法・風俗の乱れが根本的な原因であると捉えられ、財政問題への対処と相俟って儉約政策・風儀統制政策が打ち出されることになった。

藩に残された記録類を参照する等して「作法成来り」を調査した賀嶋兵庫は、作法・風俗が次第に乱れて現行の状況になったと認識していた。そして、家中の作法・風俗を本来あるべき先代の時期のあり方に戻すことこそが、家中ひいては領内の乱れを治め藩政を立て直すための第一の方策と考えたのである。藩政の変遷を、①「御手仕置」の時期から、②家老仕置と両立する「御手仕置之格相」の時期を経て、③全くの「御家老御仕置」の時期へ至った、とする賀嶋兵庫の藩政史認識は、②の時期の政治のあり方を理想とする考えに基づくものであった。こうした藩政史認識の時期区分は、当時の九代重喜にも共有されるに至ったが、重喜は、先例重視の政策を採らず、新法の導入を表明して家老を始めた家中の反対を受け、君臣抗争の結果、幕命により隠居させられた。

寛政期に至り、一一代治昭は、賀嶋兵庫と共通した時期区分による藩政史認識から、直仕置復帰を宣言した。そこでは、

初代～三代の法令に従うことと共に、賀嶋兵庫が②の時期とした光隆期の承応・明暦期の政治のあり方への回帰が標榜されていた。治昭期の政治構造は、直仕置復帰の名のもとに、直仕置と家老仕置の両立を目指したものであった。藩主と家老層の良好な関係のもとで、「上下評議一決」という基本方針が打ち出され、改革の諸政策が推進されることとなったのである。

以上が、徳島藩において藩政史認識が形成され、定着し、寛政改革における直仕置復帰という形での復古政策として立ち現れた経緯である。社会的・政治的状况に規定された政治課題に対して、政治権力がどのような理念でもって、どのような形態をとって対処しようとするのかという側面において、先例認識のあり方が大きく影響し、規定していたことが指摘できる。当時の政治課題が、作法・風俗の乱れの問題として捉えられ、それを糺すために「正しい」先例が調査・参照された。ここに、当該時期の政治改革がまず第一に儉約・風儀統制政策として行われた一つの要因、さらには、先例重視の姿勢からの藩政史認識形成の一つの歴史的意義を見出すことができる。

ただ、寛政改革の政治構造にみたように、復古とはいっても決して固定的なものではない。枠組として定着した藩政史認識(藩政の時期区分認識)に対して、当該時期の政治課題に応じた柔軟な先例解釈が行われていたことに注目すべきである。ここに、宝暦期頃に形成された枠組としての藩政史認識が、枠組としては定着しながらも応用されていく時期であったという、寛政期の歴史的立場が見て取れる。こうしたあり方は、近世政治秩序の保守性と柔軟性の双方を同時に示しているのである。

もちろん、復古というかたちをとった政治改革のあり方は、徳島藩に限られたものではなく、他の諸藩でも確認できることは先行研究が示す通りである。幕政改革においても、こうした復古という視点を見出すことができ、徳島藩の寛政改革と時期を同じくする幕府の松平定信による寛政改革において、様々な編纂・調査事業のあったことが既に指摘されている<sup>①</sup>。ちなみに、幕府の寛政改革と徳島藩の寛政改革の接点については、寛政元(二七八)年に治昭が松平定信に対して

政治上の助言を求めたことが確認できる。定信は、政治の心得を記した書付を治昭及び家老賀嶋長門に渡した。ここでは、乱世における先祖の苦勞を思えば現在の政治等は「先祖／＼之勞よりハまた軽きかたニも可有之哉」<sup>②</sup>といった考えが述べられ、平和な時代にあつては政治は緩みややすいものであるから、先祖の苦勞を思つて常に自らを戒めることの大事さが語られている。ここにも、先例重視に基づく儉約・風儀統制政策へと繋がる視点が窺える。当該時期における政治権力の立ち現れ方は、個別藩の事情で完結するものではなく、幕藩領主全体の政治秩序として現出したものであることには注意しておく必要がある。

なお、藩政史認識の形成・定着は、徳島藩における先例重視という政治秩序のあり方をより一層強めることとなり、この定着した藩政史認識にも影響されて、藩に残されていた記録類の整理・保管事業が展開することになった。宝暦期に賀嶋兵庫らによって始められた近世前期の記録類の調査・整理は、寛政期においても先例調査として進められたようである<sup>③</sup>が、天保期に至つて比較的大規模な整理事業が行われたことが確認できる。天保期の整理事業においては、賀嶋兵庫により形成された藩政史認識の枠組に基づき、網通期以前の記録類と以後の記録類を区別して前者を重視して行われたふしがある。そして、そのことが、現在の蜂須賀家文書の残存状況にも影響を与えた可能性があるのである<sup>④</sup>。

ちなみに、近世前期の藩研究をめぐつては、従来から藩政（制）確立の時期をめぐつて統一した見解が提示されていない状況にある<sup>⑤</sup>。近世中後期の政治のあり方を先例として規定したことから、その先例とされた時期を「藩政確立」期と捉えることも、近世の歴史的諸段階を把握するという視点から、一つの有効な方法なのではないか。こうした中後期からの視点についても、近世前期の藩政史料の伝来のされ方の考察を含め、近世前期の実態分析と共に、今後さらに検討していく必要を感じていることを付言しておく。

本稿では、徳島藩の藩政改革について、藩政史認識形成の視点からの政治構造分析を行った。近世の政治秩序の特質を解明するには、具体的な領国支配政策と共に、本稿で考察したような認識や政治構造を合わせて考察していくことが有効



であり必要であろう。

- ① 白井哲哉「地理礼し」と寛政改革——勘定所の活動を中心に——  
(藤田寛編『幕藩制改革の展開』山川出版社、二〇〇一年)等。
- ② 国文学研究資料館所蔵阿波国徳島賀嶋家文書No.一四六。
- ③ 前掲『徳島藩職制取調書抜』。
- ④ 徳島藩における天保期の記録整理事業については、拙稿「蜂須賀家文書「草案」の構成と伝来」(『アーカイブズ学研究』三、二〇〇五年)を参照されたい。
- ⑤ 福田千鶴「幕藩制的秩序の形成——藩政確立をめぐる諸問題——」(山本博文編『新しい近世史—国家と秩序』新人物往来社、一九九六年、後、同『幕藩制的秩序と御家騒動』(校倉書房、一九九九年)に改稿して再録)を参照。  
(京都造形芸術大学・花園大学非常勤講師)

The Political Structure of the Reform in Domain Government:  
The Formation of Historical Consciousness in Tokushima Han

by

MIYAKE Masahiro

This paper considers the reforms of the Horeki, Meiwa, and Kansei eras in Tokushima han as an example of the political structure of reform in domain governments in the middle and the latter part of the early modern period. In regards to domain political reform, consciousness of precedent had great influence and governed the political structure in terms of which types of concepts or forms of political power were to be exercised in dealing with the political issues determined by social and political situations (e.g., financial crises, peasant uprisings, etc.). Political reform was primarily carried out as a policy to control economic and social behavior at the time, and consciousness of domain political history was formed on recognition of distinct periods of domain political history. Thus, subsequent policies were thereafter developed based precedents that were formed by a set historical consciousness. Although precedent was seriously considered, flexible interpretations of precedent were made to suit contemporary issues. This demonstrates the simultaneous use of conservative and flexible aspects in the early modern political order.

The Relationship between the Imperial Decree *Xuan* and  
the Written Edict in the Latter Half of the Tang Dynasty

by

ONO Tatsuya

The word *xuan* was used in several senses under the scribal regime of the bureaucratic administration of the latter half of the Tang dynasty. In this article, however, I deal with the usage that connotes the sense of conveying an emperor's intentions orally. The act of conveying imperial intentions orally and how it func-